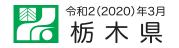
概要版

# るさぎ。 子ども・子育で 支援プラン



県民が安心して子どもを生み、育てることができ、 子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現



## 第 1 部 計画の概要

#### 1 策定の趣旨

未婚化や晩婚化などによる急速な少子化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じていることから、子ども・子育て支援に県を挙げて取り組むため、平成31(2019)年1月に、とちぎの子ども・子育て支援条例(以下「子育て支援条例」という。)を施行しました。

この子育て支援条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に 応じて切れ目なく支援する取組を進めるため、「とちぎ子ども・子育て支援プラン (2期計画)」を策定します。

#### 2 計画の性格及び役割

この計画は、子育て支援条例第 10 条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画として位置付け、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示します。併せて、本計画は、次の7つの計画の性格を持つとともに、他の関係計画と調和のとれたものとします。

- 1 次世代育成支援対策の都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法第62条)
- 3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- 4 都道府県子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)
- 5 都道府県社会的養育推進計画 (都道府県社会的養育推進計画の策定について H30 年7月6日子発 0706 第1号)
- 6 母子保健計画(母子保健計画について H26 雇児発第 0617 第1号)
- 7 都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条) \*とちぎ青少年プランと本計画を併せて位置付けます。

#### 3 計画の期間等

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年計画です。

#### 4 計画の構成

この計画の構成は、計画本体、教育・保育の提供に係る区域における量の見込み 及び提供体制(別冊)、及び栃木県社会的養育推進計画(別冊)です。

### 第 2 部 子ども・子育てを取り巻く現状

本県の現状は次のとおりです。

項目	指標	現 状	参考
少子化の	合計特殊出生率	1.44(2018)	2.06(1975)
現状	出生数	13,495人(2018)	29,673人(1975)
結婚·妊娠·	平均初婚年齢(夫)	31.0 歳(2018)	26.6 歳(1975)
出産	平均初婚年齢(妻)	29.3 歳(2018)	24.4 歳(1975)
家庭環境	1世帯当たり人員	2.5 人(2015)	3.6 人(1985)
	ひとり親家庭数	12,087世帯(2015)	9,084 世帯(1985)
	児童虐待相談対応件数	2,768件(2018)	1,027件(2009)
地域社会	待機児童数(4月1日)	52人(2019)	250人(2015)
	待機児童数(10月1日)	169人(2019)	614人(2015)
	保育所等申込児童数	41,521人(2019)	34,946 人(2015)
子育てと 仕事の両立	女性の就業率	42.5%(2015)	40.0%(1985)

### 第3部計画の基本方針

#### 1 基本目標

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。 子育て支援条例の基本理念を、全ての県民が共有し、県を挙げて子ども・子育て支 援に取り組めるよう目標を設けることとします。

県民が安心して子どもを生み、育てることができ、 子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現

#### 2 施策の基本的方向

基本目標を実現するため、8つの施策の基本的方向に基づき取り組みます。

- Ⅰ 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成
- Ⅱ 結婚の希望をかなえるための取組
- Ⅲ 母子保健医療体制の充実
- № 地域における子ども・子育ての支援
- Ⅴ 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備
- Ⅵ 安全・安心な生活環境の整備
- Ⅵ 仕事と家庭との両立の支援
- Ⅲ 困難を有する子どもや家庭等への支援

### 第 4 部 施策の展開

基本目標を実現するため、8つの施策の基本的方向に基づき施策を展開します。

#### Ⅰ 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成

- 1 社会全体の気運の醸成
  - (1) 少子化対策や子育て支援等に関する意識の啓発
  - (2)とちぎの子ども育成憲章の普及啓発
  - (3)子どもの人権の尊重の推進
  - (4)「とちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援

#### Ⅱ 結婚の希望をかなえるための取組

- 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成
  - (1)結婚を支援する環境づくりの推進
  - (2)結婚について知り・考える機会の提供
  - (3)結婚を前向きにとらえる気運の醸成
- 2 出会いを応援する施策の充実
  - (1)出会いの機会の充実
  - (2)出会いを応援する体制の充実
- 3 若者の就労支援等
  - (1)若年者の安定就労の支援
  - (2)困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施

#### Ⅲ 母子保健医療体制の充実

- 1 好産婦・乳幼児への保健医療対策の充実
  - (1) 妊産婦の健康保持
  - (2)乳幼児の健やかな成長・発達への支援
  - (3) 妊娠期からの児童虐待防止の促進
- 2 学童期・思春期からの保健対策の推進
  - (1)子どもの心の健康を維持するための体制整備
  - (2)思春期の健康づくりと相談体制の充実
- 3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化
  - (1)子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上
  - (2)関係機関との連携強化

#### Ⅳ 地域における子ども・子育ての支援

- 1 教育・保育等の提供計画等の策定
  - (1)教育・保育の提供に係る区域の設定
  - (2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・ 保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - (3) 教育・保育施設の適切な運営の確保
- 2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上
  - (1)教育・保育従事者の確保
  - (2)教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援

  - (1)地域子ども・子育て支援事業の推進(2)教育・保育サービス等の確保・充実
  - (3) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
  - (4)教育・保育情報の公表

#### Ⅴ 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備

- 1 次代の親の育成
  - (1)子育てに関する理解の促進
- 2 学校等における教育環境の整備
  - (1)学校や家庭、地域における「心の教育」の充実
  - (2)児童・生徒指導、教育相談体制の充実
  - (3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進
- 3 家庭や地域の教育力の向上
  - (1)子育てや家庭教育に関する学習機会の充実
  - (2)地域における指導者の養成
  - (3)地域の教育力の向上
- 4 児童の健全な育成
  - (1) 安全な遊び場や居場所の確保・充実
  - (2)地域での体験活動の充実
  - (3)子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発
  - (4)食育の推進
  - (5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### Ⅵ 安全・安心な生活環境の整備

- 1 子どもの安全対策の推進
  - (1) 総合的な交通安全対策の推進
  - (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
  - (3) 地震等の災害時における避難等対策の実施
- 2 子育て等を支援する生活環境の整備
  - (1)子育てに配慮したゆとりある住宅の整備
  - (2) 良好な住宅市街地等の整備
  - (3)子育てにやさしいまちづくりの推進
  - (4)安全安心なまちづくりの推進

#### Ⅲ 仕事と家庭との両立の支援

- 1 働き方の見直し
  - (1)労働時間短縮の促進
  - (2)仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
  - (3)家庭の日
- 2 仕事と子育ての両立のための環境整備
  - (1)子育てしやすい職場環境等の整備促進
  - (2)女性の再就職への支援
  - (3) 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実



#### ™ 困難を有する子どもや家庭等への支援

#### Ⅲ-1 援護を必要とする子ども等への支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
  - (1)児童相談所の体制強化
  - (2)市町や関係機関との役割分担及び連携の推進
  - (3)児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- 2 社会的養育体制の充実
  - (1)子どもの権利擁護の推進
  - (2)市町の子ども家庭支援体制の強化
  - (3)里親等への委託の推進
  - (4)乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の推進
  - (5) 社会的養護自立支援の推進
  - (6)児童相談所の強化
- 3 障害児施策の充実
  - (1)在宅障害児に対する支援
  - (2)学校における障害のある児童等に対する教育的支援

#### Ⅲ-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - (1)相談機能の充実
  - (2)子育て・生活支援の充実
  - (3)就業支援対策の充実
  - (4)養育費確保に向けた支援
  - (5)経済的支援の充実
- 2 子どもの貧困対策の推進
  - (1)教育の支援
  - (2)生活の安定に資するための支援
  - (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
  - (4) 経済的支援
  - (5)関係機関等の連携の強化

### 第5部

### 部計画の推進体制

#### 1 県の推進体制

知事を本部長とする「栃木県子ども・子育て支援本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図りながら、本計画を着実に推進するよう努めます。

2 市町との連携協力

県及び市町は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ 効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力します。

3 協働による推進

子ども・子育てのニーズに応じた多様で柔軟なサービスの提供を支援するため、 地域住民、NPO・ボランティア、企業等の力を活用するなど協働を推進します。

#### § 目標指標一覧

§ 目標指標一覧							
施策の基本的方向			目標指標	基準値	目標値		
Ι	子ども・子育て支 援に取り組む気運 の醸成	1	合計特殊出生率	2018年 1. <b>44</b>	2024年 1.59		
		2	栃木県(市町)で子育てをしたいと 思う親の割合(%)	2018 年度 95.6	2024 年度 96.0		
	結婚の希望をかな	3	婚姻率(人口千人対)	2018年 4.3	2024 年 上昇を目指す		
	えるための取組	4	とちぎ結婚支援センターの会員数[累計](人)	2019年 3,538	2024年 7,680		
田 母子保健医 の充実		5	全出生数中の低出生体重児(2,500 g未満)の割合(%)	2018年 10.6	2024 年 減少を目指す		
	母子保健医療体制 の充実	6	妊娠・出産について満足している者 の割合(%)	2018 年度 87.6	2023 年度 92.0		
		7	乳児健診未受診率(3~5か月) (%)	2018年度 2.2	2024 年度 2.0		
		8	保育所等待機児童数 [4月1日] (人)	2019年 52	2024年 O		
		9	保育所等待機児童数[10月1日] (人)	2019年 169	2024年 0		
	地域における子ど も・子育ての支援	10	キャリアアップ研修(4分野以上) 受講修了者数(人)	2018年度 217	2024 年度 2,000		
		11	子育て支援員研修の研修修了者数 (人)	2018年度 2,121	2024 年度 5,700		
		12	放課後児童クラブ待機児童数 [5月 1日](人)	2019年 65	2024年 0		
		13	子ども家庭総合支援拠点設置市町数 (市町)	2019年度 2	2024 年度 25		
V	子どもの心身の健 やかな成長を支え る教育環境等の整 備	14	家庭教育関連研修修了者数(人)	2018 年度 2,380	2024 年度 2,620		
		15	幼小カリキュラム接続事業を実施し ている市町数(市町)	2018年度 14	2024 年度 25		
	安全・安心な生活 環境の整備	16	非常災害対策計画等策定率(保育 所、認定こども園等)(%)	2019 年度 66.5	2024 年度 100		
		17	非常災害対策計画策定率(放課後児 童クラブ)(%)	2019 年度 33.1	2024 年度 100		
VII	仕事と家庭との両 立の支援	18	男性の育児休業取得率(%)	2018年 8.9	2023年 14.0		
困 WII も	困難を有する子ど もや家庭等への支 援	19	里親等委託率 [3 歳未満](%)	2018年度 12.3	2024 年度 53.1		
		20	里親等委託率 [3 歳以上就学前] (%)	2018 年度 11.0	2026 年度 54.4		
		21	里親等委託率 [学童期以降](%)	2018年度 22.5	2029 年度 41.0		
		*	子ども家庭総合支援拠点設置市町数 (市町)【再掲】	2019年度 2	2024 年度 25		
		22	障害児通所支援事業の必要量(児童 発達支援(医療型を含む。))(人/ 月)	2018 年度 1,430	2020 年度 1,828		
		23	障害児通所支援事業の必要量(放課 後等デイサービス)(人/月)	2018 年度 3,111	2020 年度 3,544		
		24	母子家庭等就業・自立支援センター における就業支援講習会受講者のう ち就職等の実績があった者の割合 (%)	2018年度 27.7	2024 年度 46.0		
		25	生活保護世帯に属する子どもの高等 学校等進学率(%)	2018 年度 86.9	2024 年度 上昇を目指す		



### とちぎ 子ども・子育て支援プラン



編集・発行 栃木県 保健福祉部こども政策課 〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 TEL 028-623-2064 FAX 028-623-3070 http://www.pref.tochigi.lg.jp/



